

茨城県報

第340号

平成4年4月30日

木曜日

目次

告示

	ページ
●徴収事務の委託(2件)(県民生活課).....	1
●第二種大規模小売店舗に関する告示(商業振興課).....	2
●茨城県県立職業訓練校規則による告示(職業能力開発課).....	2
●保安林の指定の解除の予定(林業課).....	3
●漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(漁政課).....	3
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課).....	4
●道路の供用の開始(〃).....	5
●土地改良事業の適当決定(土地改良事務所).....	6
●換地処分の公告(2件)(〃).....	6
●土地改良事業の工事の完了(4件)(〃).....	7

(公安委員会)

●少年指導委員の委嘱.....	7
-----------------	---

公告

●予防接種の業務を行う医師(保健予防課).....	8
●公共測量の実施(用地課).....	8
●建築許可に関する聴聞(建築指導課).....	8
●開発行為の工事完了(8件)(〃).....	9
●道路の位置の指定(3件)(〃).....	11

告示

茨城県告示第563号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成4年4月30日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 受託者 財団法人茨城県教育財団

2 委託に係る使用料

茨城県立吾国山洗心館の設置及び管理に関する条例(昭和43年茨城県条例第4号)第8条に規定する茨城県立吾国山洗心館の使用料

3 委 託 期 間 平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日まで

茨城県告示第 564 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 受 託 者 財団法人茨城県青少年協会

2 委託に係る使用料

茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例第 2 条に規定する茨城県立青少年会館の研修室の使用料の徴収事務

3 委 託 期 間 平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日まで

茨城県告示第 565 号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48 年法律第 109 号）第 3 条第 2 項の規定により、公示する。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

岡 田 佳 子

2 建物の名称及び所在地

カトーデンキつくば店

茨城県つくば市西郷 2 0

茨城県告示第 566 号

茨城県立職業訓練校規則（昭和 54 年茨城県規則第 10 号）第 2 条の規定により、平成 4 年度の能力再開発訓練職業転換課程（構造転換能力開発事業）に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間を次のとおり定める。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

訓練の種類		能力再開発訓練				
訓練課程		職業転換課程				
校名	区分	訓練科名	定員		訓練期間	訓練開始月
			高年齢離職者	定年到達者・同到達予定者		
茨城県立水戸産業技術専門学院	求職者・求人事業所のニーズに応じてその都度各産業技術専門学院で設定する	10人	15人	3月	5月から1月まで随時入校	
茨城県立日立産業技術専門学院		10人	15人	3月		
茨城県立鹿島産業技術専門学院		5人	—	3月		
茨城県立土浦産業技術専門学院		10人	5人	3月		
茨城県立下館産業技術専門学院		5人	—	3月		
茨城県立水海道産業技術専門学院		5人	—	3月		
茨城県立三和産業技術専門学院		5人	—	3月		

茨城県告示第567号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成4年4月30日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 解除をする保安林の所在場所
常陸太田市新宿町西山1435の2（「次の図」に示す部分に限る。）
 - 2 指定された目的 公衆の保健
 - 3 解除の理由 道路用地
- （「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び常陸太田市役所に備えおいて縦覧に供する。）

茨城県告示第568号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成4年4月30日

茨城県知事 竹内 藤 男

加 入 区	漁 業 協 同 組 合
土 浦 第 一	土 浦 第 一 漁 業 協 同 組 合

茨城県告示第569号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年4月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成4年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 日立山 方線	日立市宮田町字赤沢 3585番4地先から	旧	最大 ^{メートル} 17.4 最小 4.0 最大 65.0 最小 11.0	メートル 2,376.0 1,917.0	旧道移管及び 廃道による区 域変更
	日立市入四間町字木の根坂 863番1地先まで	新	最大 65.0 最小 11.0	1,917.0	
県道 日立山 方線	日立市東河内町字落合 1812番地先から	旧	最大 7.0 最小 4.0 最大 8.0 最小 8.0	200.0 170.0	旧道移管によ る区域変更
	日立市東河内町字落合 1823番地先まで	- 新	最大 8.0 最小 8.0	170.0	
県道 日立山 方線	日立市入四間町字後久保 1423番1地先から	旧	最大 9.5 最小 4.0 最大 29.5 最小 9.0	268.0 260.0	旧道移管によ る区域変更
	日立市入四間町字梨久保 38番1地先まで	新	最大 29.5 最小 9.0	260.0	

茨城県告示第 570 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成 4 年 4 月 30 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下土木内常陸太田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市神田町字能場 1093 番 1 地先から	旧	メートル 最大 11.5	メートル 225.8	
		最小 4.4		
日立市神田町字能場 1072 番地先まで	新	最大 24.0 最小 11.0	225.8	現道拡幅による区域 変更

茨城県告示第 571 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条の第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 4 年 4 月 30 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 茨城岩間線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡岩間町大字泉 2 1 9 2 番 2 地先から
西茨城郡岩間町大字巴川 2 3 8 2 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 4 年 5 月 1 日

茨城県告示第 572 号

井出蛸沢堰土地改良区から平成 4 年 3 月 10 日付けで認可申請のあった北新田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 4 年 3 月 29 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

1 縦覧に供する書類

井出蛸沢堰土地改良区定款の写し

北新田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 4 年 5 月 1 日から平成 4 年 5 月 28 日まで

3 縦覧の場所

協和町役場

茨城県告示第 573 号

平成 4 年 3 月 25 日付け鉾土改指令第 5 号をもって認可した木滝地区の換地計画については、鹿島郡鹿島町大字木滝 197 番地の 1、木滝地区土地改良事業共同施行施行委員長木滝大吉郎から換地処分があった旨届け出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により告示する。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 海 沼 哲 雄

茨城県告示第 574 号

平成 4 年 3 月 18 日付け江土改指令第 6 号をもって認可した八間地区の換地計画については、荃崎村外五ヶ町村土地改良区から換地処分があった旨届け出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 間 宮 松 郎

茨城県告示第 575 号

昭和 62 年 6 月 9 日 付け 農管 指令 第 199 号 を も っ て 認 可 の あ っ た 団 体 営 台 刈 地 区 土 地 改 良 事 業 に つ い て は、平 成 4 年 1 月 24 日 に 工 事 が 完 了 し た 旨、土 地 改 良 法 (昭 和 24 年 法 律 第 195 号) 第 113 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 届 出 が あ っ た の で、同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 告 告 す る。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県境土地改良事務所長 佐 竹 常 男

茨城県告示第 576 号

昭和 63 年 7 月 29 日 付け 農管 指令 第 225 号 を も っ て 認 可 の あ っ た 団 体 営 江 川 地 区 土 地 改 良 事 業 に つ い て は、平 成 3 年 9 月 17 日 に 工 事 が 完 了 し た 旨、土 地 改 良 法 (昭 和 24 年 法 律 第 195 号) 第 113 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 届 出 が あ っ た の で、同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 告 告 す る。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県境土地改良事務所長 佐 竹 常 男

茨城県告示第 577 号

平成 元 年 8 月 30 日 付け 農管 指令 第 238 号 を も っ て 認 可 の あ っ た 団 体 営 下 大 野 地 区 土 地 改 良 事 業 に つ い て は、平 成 3 年 12 月 9 日 に 工 事 が 完 了 し た 旨、土 地 改 良 法 (昭 和 24 年 法 律 第 195 号) 第 113 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 届 出 が あ っ た の で、同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 告 告 す る。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県境土地改良事務所長 佐 竹 常 男

茨城県告示第 578 号

昭和 62 年 11 月 30 日 付け 農管 指令 第 477 号 を も っ て 認 可 の あ っ た 団 体 営 下 片 田 東 部 地 区 土 地 改 良 事 業 に つ い て は、平 成 4 年 2 月 2 日 に 工 事 が 完 了 し た 旨、土 地 改 良 法 (昭 和 24 年 法 律 第 195 号) 第 113 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 届 出 が あ っ た の で、同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 告 告 す る。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県境土地改良事務所長 佐 竹 常 男

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第 18 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭 和 23 年 法 律 第 122 号) 第 38 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、少 年 指 導 委 員 を 委 嘱 し た の で 少 年 指 導 委 員 規 則 (昭 和 60 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 2 号) 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 告 示 す る。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県公安委員会委員長 加 藤 啓 進

茨城県少年指導委員の氏名・住所及び活動区域

署別	氏名	住所	活動区域
真壁	岡崎良雄	真壁郡明野町大字村田1580-7	真壁警察置管内

公 告

●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条又は第9条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が集団接種として行うほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第3項の規定に基づき、公告する。

平成4年4月30日

茨城県知事 竹内藤男

土浦保健所管内

医師名	病院名	所在地
石井正徳	石井内科クリニック	土浦市右靱字宮塚2626-16

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成4年4月30日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 測量機関 住宅・都市整備公団つくば開発局
- 2 作業種類 骨格測量（1級・3級基準点測量、3級水準点測量）
現況測量（4級基準点測量・4級水準点測量、方眼測量、平板測量）
地区界測量
- 3 作業期間 平成4年5月20日から平成5年2月28日まで
- 4 作業区域 牛久市下根の一部

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成4年4月30日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 聴 聞 期 日 平成4年5月6日(水)午前10時
- 2 聴 聞 場 所 西茨城郡岩瀬町西桜川二丁目2122
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
自動車販売店舗及び整備工場
- 4 申請者住所氏名 水戸市泉町2丁目3番24号
茨城トヨタ自動車株式会社 取締役社長 幡 谷 浩 史
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 新築
申請延面積 508.475平方メートル
- 6 敷 地 面 積 1,194.045平方メートル
- 7 原 動 機 新設 26.9キロワット
- 8 建築物の位置 西茨城郡岩瀬町西桜川二丁目2122

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成4年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市河和田町892番1, 897番3

- 2 事業主の住所及び氏名

水戸市城南1丁目2番21号

日本通運株式会社 水戸支店

支店長 菊 池 潔

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市田彦字長堀1116番78

- 2 事業主の住所及び氏名

勝田市高場105番2

住 谷 こ う

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市青柳本泉寺裏452番, 453番1, 同番2, 同番3, 同番5, 同番6, 同番7, 457番4, 同番5, 同番6, 同番7, 458番3

- 2 事業主の住所及び氏名

取手市大字吉田217番地

齊 藤 三郎二

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
つくば市大字上河原崎元中北字東山61番3, 62番1, 同番2
 - 2 事業主の住所及び氏名
筑波郡谷和原村筒戸1823番地1
大和陸運倉庫株式会社
代表取締役 吉 田 弘
-

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
行方郡潮来町大字延方字上スカ乙2738番1, 乙2740番1, 同番5, 乙2744番1, 同番4, 同番6, 同番7, 乙2745番, 乙2746番, 乙2747番, 同番1, 乙2761番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番7, 乙2762番, 乙2780番4, 乙2783番3, 乙2788番3
 - 2 事業主の住所及び氏名
千葉県千葉市みつわ台1丁目28番1号
株式会社 ケーヨー
代表取締役 梶 野 悦 三
-

- 1 工事完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
猿島郡総和町大字久能字前原804番4, 805番2, 809番2, 同番3, 同番4, 810番8, 811番3, 大字久能字十文字原790番2
 - 2 事業主の住所及び氏名
大阪市北区中之島6丁目2番27号
代表取締役 田 鍋 健
-

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
猿島郡三和町大字下片田字浅間前853番1, 853番3, 855番4
 - 2 事業主の住所及び氏名
高知県高知市はりまや町2丁目15番5号
旭食品株式会社
代表取締役 竹 内 三賀男
-

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高萩市大字赤浜字堺田 9 2 6 番, 9 2 7 番 1, 9 2 8 番 2
- 2 事業主の住所及び氏名
土浦市並木 3 丁目 7 番 2 0 号
豊和商事株式会社
代表取締役 玄 忠

●道路の位置の指定

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 4 年 4 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第 224 号	4 . 4 . 16	(株)サニーラ ンド 代 寺嶋 晃	東京都新宿区歌 舞伎町 2 丁目 41 番 12 号	大洋村大字大蔵 字天宮前山 1051-14	メートル 4.20	メートル 161.65
“ 第 225 号	“	(株) メイキング 代 石川 博重	東京都新宿区百 人町 1 の 20 の 3	大野村大字中字中山 2755-36	4.20	82.77
“ 第 226 号	“	(株)サニーラ ンド 代 寺嶋 晃	東京都新宿区歌 舞伎町 2 丁目 41 番 12 号	大野村大字浜津賀 字中 525 番 17	4.20	112.40

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は線下発行 (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)